

空き家de子育て

子育て世帯向け 市外から移住 空き家の購入補助金

まずはご相談を！

市外から移住する子育て世帯が津市内の空き家を購入する費用を一部助成

《補助額》

●居住誘導区域内の空き家を購入
上限150万円

●津市内の空き家を購入
上限100万円

※空き家の購入金額（土地代を除く）が上限を上回らない場合はその購入金額が補助額

《居住誘導区域とは》

津市立地適正化計画により設定された区域
.....対象地域は裏面へ

《補助要件》

- 世帯要件
 - ・申請日に18歳未満の子どもがいる子育て世帯
 - ・空き家に居住し始めて1年以内（転入日が令和7年4月1日以降）
 - ・転入前に1年以上市外に居住
 - ・購入した空き家に10年以上定住する ほか
- 住宅要件
 - ・申請者が1年以内に空き家を購入（売買契約日が令和7年4月1日以降）
 - ・敷地が土砂災害特別警戒区域に指定されていない
 - ・耐震基準を満たしている
 - ・特定空家等に認定されていない
 - ・一戸建て住宅で世帯全員が居住する ほか

《土砂災害特別警戒区域》

三重県が、土砂災害警戒区域のうち建築物に損壊が生じ、住民に著しい被害が発生するおそれのある区域を、土砂災害特別警戒区域として指定
区域の検索はインターネットで「三重県土砂災害情報提供システム」により確認

<https://www.sabo.pref.mie.jp/MapForm.aspx?m=2>



津市子育て世帯移住促進
空き家活用助成事業



お問い合わせ

津市役所 都市計画部都市政策課
(TEL) 059-229-3290
(mail) 229-3177@city.tsu.lg.jp

申請までの流れ

市内の空き家を探す

- ・不動産会社等で空き家物件を探す
- ・津市空き家情報バンクで空き家物件を探す
インターネットで「津市空き家情報バンク」を検索
※空き家の敷地が土砂災害特別警戒区域外であること
※耐震基準を満たした空き家であること
(昭和56年6月1日以降の建築確認)



空き家情報バンクHP

詳しい要件の確認

- ・事前に補助要件を満たしているかを都市政策課で確認
※空き家を購入し転入した後でも申請は可能
(申請は、空き家の売買契約日から1年以内、かつ、転入日から1年以内)
- ・補助の上限額を確認
空き家の所在地により補助上限額が異なるため下欄「居住誘導区域の確認方法」を参照、または、都市政策課にお問い合わせください
- ・購入した空き家に10年以上居住すること

購入した空き家に転入

- ・空き家の売買契約により購入
- ・転入後に転入手続きを行う(住民異動届)



補助金の申請

都市政策課に申請書及び必要書類を提出

◎申請できる期間

- ①空き家の売買契約日が申請日から遡って1年以内
- ②転入日(住民票)が申請日から遡って1年以内
- ③売買契約日及び転入日が令和7年4月1日以降
以上の要件を満たす期間に本補助金の申請を行う

◎必要書類

世帯全員が記載された住民票
転入前に1年以上市外に居住していたことがわかる書類 戸籍の附票(本籍にて取得)、 または、住民票除票(前住所地の市区町村にて取得)
空き家の購入に係る領収書のコピー
空き家の売買契約書のコピー
空き家の建物全部事項証明書(登記)
耐震基準を満たしている証明
空き家であったことがわかる書類
空き家の位置図、全景写真
転入前の市町村発行の完納証明書

補助金の交付後

補助金の交付から10年以上居住する
※万が一、10年以内に引越する場合は補助金の返還が発生する可能性があります

《居住誘導区域の確認方法》

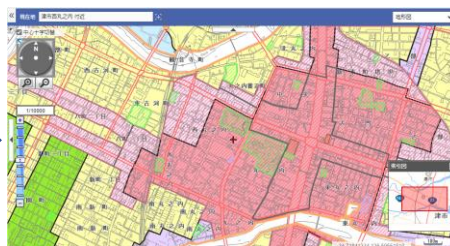
津市立地適正化計画により設定された区域

◎対象区域の確認方法は、インターネットで「津市地図情報提供サービス」を検索、または、都市政策課に問い合わせ

◎「津市地図情報提供サービス」の検索フロー



「津市地図情報提供サービス」
掲載マップから「都市計画情報
マップ」を選択



検索画面で住所等で検索・・・
上図のように地図が表示されるので空き
家の位置でクリックする



「詳細情報」が表示され、一番
下の項目にある居住誘導区域に
上図のような表示があれば区域
内(「一」は区域外)
※「詳細情報」が表示されない
場合は区域外